障害給付割合表

●高度障害とは加入日以降の傷害または疾病により身体障害の程度が第1級に該当する場合をいいます。
●第2級以下は災害保障特約のみの給付ですので、不慮の事故による場合のみ対象となります。
●障害給付金は20･15･13型の場合でも、10口の場合と同額になります。

〈別表〉

(例)1口の場合

等級	身体障害	災害保険金額に対する給付割合	災害保険金額に対する給付金額
第1級(高度障害)	1.両眼の視力を全く永久に失ったもの 2.言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3.中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4.胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 5.両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6.両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7.1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 8.1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	10割	100万円
第2級	9.1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 10.10手指を失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの 11.1肢に第3級の14から16までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の14から16まで、または第4級の22から26までのいずれかの身体障害を生じたもの 12.両耳の聴力を全く永久に失ったもの	7割	70万円
第3級	13.1眼の視力を全く永久に失ったもの 14.1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15.1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 16.1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの 17.10足指を失ったもの 18.脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	5割	50万円
第4級	19.両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 20.言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 21.中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 22.1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23.1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 24.1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 25.1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 26.1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 27.10足指の用を全く永久に失ったもの 28.1足の5足指を失ったもの	3割	30万円
第5級	29.1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30.1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 31.1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの 32.1手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの 33.1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 34.両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 35.1耳の聴力を全く永久に失ったもの 36.鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 37.脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの	1.5割	15万円
第6級	38.1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39.1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 40.1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 41.1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 42.1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの 43.1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの 44.1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	1割	10万円

免責・解除 ※次のような場合には、免責または解除となり、保険金などをお支払いできませんので、お申込みに際し特にご注意ください。

死亡保険金、高度障害保険金をお支払できない場合
①加入者が加入日(増口日)から1年以内に自殺したとき(増口の場合はその増口部分について)
②保険契約者・保険金受取人の故意によるとき
③保険契約者・加入者・保険金受取人の故意により高度障害になったとき
④戦争その他の変乱によるとき
⑤加入(増口)の申込の際、保険契約者・加入者が故意または重大な過失により告知事項について事実を告げなかったかまたは不実なことを告げたとき

災害保険金、障害給付金、入院給付金をお支払できない場合
①保険契約者・加入者の故意または重大な過失によるとき
②受取人の故意または重大な過失によるとき
③加入者の犯罪行為によるとき
④加入者の精神障害を原因とする事故によるとき
⑤加入者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
⑥加入者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
⑦加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
⑧地震、噴火、津波によるとき
⑨戦争その他の変乱によるとき

※加入者に詐欺行為や保険金などの不法取得目的による加入・更新があった場合には、その加入者の加入・更新は取消しまたは無効となり、保険金などのお支払いはできません。

■個人情報のお取扱いについて
この制度の運営にあたって、東京都電気工事工業組合(以下、「団体」という)は、加入対象者(被保険者)およびその雇用主の個人情報(氏名、性別、生年月日、健康状態など。以下、「個人情報」という)を取り扱い、団体が保険契約を締結するアクサ生命保険株式会社(以下、「アクサ生命」という)および他の保険会社(共同取扱の場合。以下、「共同取扱会社」という)に提供します。団体は、個人情報をこの制度の事務手続きのために利用し、事務を他に委託する場合はその委託先にも提供します。アクサ生命および共同取扱会社(以下、「引受保険会社」という)は、提供を受けた個人情報を、保険契約の引き受け・継続・維持管理、保険金・給付金などの支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスの案内・提供、引受保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実に利用する場合があります。また、アクサ生命は、団体(団体の委託先を含む)、共同取扱会社および再保険会社に上記目的の範囲内で個人情報を提供します。今後、個人情報に変更などが発生した際にも引き続き団体および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。なお、引受保険会社は、今後変更されることがありますが、その場合、個人情報は変更後に新たに引き受ける保険会社に提供されます。この個人情報のお取扱いに同意されない方は、加入不同意として取り扱いますのでご了承ください。

この制度は、東京都電気工事工業組合が下記の引受保険会社と締結した福祉団体定期保険(災害保障特約付)契約にもとづき運営します。本契約は共同取扱契約であり、事務幹事会社が各引受保険会社の委任を受けて事務を行います。各引受保険会社は、各ご加入者の加入保険金額について、それぞれの引受割合に応じて保険契約上の権利を有し義務を負うものであり、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、引受保険会社および引受割合は将来に向かって変更することがあります。
〔引受保険会社および引受割合〕(平成28年11月17日現在)
アクサ生命保険株式会社(引受割合90%)〔事務幹事会社〕 **損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社**(引受割合10%)

引受保険会社〔事務幹事会社〕
アクサ生命保険株式会社
〒108-8020 東京都港区白金1-17-3 NBFプラチナタワー
TEL 03-6737-7777(代表)

取扱店
アクサ生命保険株式会社 総合法人営業部
〒108-8020 東京都港区白金1-17-3 NBFプラチナタワー
お問合せダイヤル 0120-200-971(無料)(平日午前9:00から午後5:00まで)

Form No.0D3014(4.0) AXA-A1-1612-2375/9F7 2016.12.08

組合員でつくる

グループ共済制度

(災害保障特約付福祉団体定期保険+見舞金制度)

Point 1 スケールメリットを活かした掛金で幅広い保障

1口(主契約100万円)から加入でき、団体保険のスケールメリットを活かした掛金で年齢・性別にかかわらず一律です。

Point 2 独自の見舞金制度で内容充実

都工組独自の病気・傷害見舞金制度を導入しています。

Point 3 剰余金があれば配当金をお支払い

1年ごとに収支計算により剰余金が生じた場合には契約者配当金としてお支払いします。

※配当金は、引受保険会社のお支払時期の前年度決算および引受保険金額によって決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。そのため、記載の配当還元率は将来のお支払いをお約束するものではありません。

平成27年度分は、約29%の配当還元率での返戻となりました。

※なお、配当金は、毎年の収支状況によってお支払いできない場合もあります。

申込締切日……平成29年 3 月10日(金)〈以後毎月15日〉
効力発生日(加入日)……平成29年 4 月 1 日(土)〈以後毎月 1 日〉
申込書提出先……東京都電気工事工業組合 〒104-0045 東京都中央区築地3-4-13 TEL 03(3542)7303

【ご意向に沿った商品内容か必ずご確認ください】
「当パンフレット」ならびに「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」に記載の保障内容・保険金額・保険料などがお客さまご自身のご意向に沿った内容となっているかを必ずご確認のうえ、お申込みください。
※「当パンフレット」はお申込みいただいた後も、大切に保管しておいてください。

東京都電気工事工業組合

グループ共済制度の保障内容

☆福祉団体定期保険の保障内容と掛金

給付内容 ＼ 新規加入・増口の取り扱い		14歳6ヵ月を超えて50歳6ヵ月までの方			14歳6ヵ月を超えて60歳6ヵ月までの方					14歳6ヵ月を超えて65歳6ヵ月までの方				
加入タイプ		20型	15型	13型	10口	9口	8口	7口	6口	5口	4口	3口	2口	1口
病気による不慮の事故による 主契約	死亡・高度障害保険金	2,000万円	1,500万円	1,300万円	1,000万円	900万円	800万円	700万円	600万円	500万円	400万円	300万円	200万円	100万円
災害保障特約	災害死亡・高度障害保険金 (死亡保険金+災害保険金/高度障害保険金+障害給付金(10割))	3,000万円	2,500万円	2,300万円 上記「病気による死亡・高度障害保険金」+1,000万円が上限となります。	2,000万円	1,800万円	1,600万円	1,400万円	1,200万円	1,000万円	800万円	600万円	400万円	200万円
災害保障特約	障害給付金 (障害給付割合表:第2級～第6級)	700万円～100万円 上記金額が、本制度の引受の上限となります。			700万円～100万円	630万円～90万円	560万円～80万円	490万円～70万円	420万円～60万円	350万円～50万円	280万円～40万円	210万円～30万円	140万円～20万円	70万円～10万円
災害保障特約	入院給付金 (5日以上の入院、同一の不慮の事故について通算120日限度*)	1日につき 15,000円 上記金額が、本制度の引受の上限となります。			1日につき 15,000円	1日につき 13,500円	1日につき 12,000円	1日につき 10,500円	1日につき 9,000円	1日につき 7,500円	1日につき 6,000円	1日につき 4,500円	1日につき 3,000円	1日につき 1,500円
月額掛金(概算)		13,000円	10,150円	9,010円	7,300円	6,570円	5,840円	5,110円	4,380円	3,650円	2,920円	2,190円	1,460円	730円

*更新前の入院日数を含みます。

※ 保険金・給付金のお受取りには所定の条件があります。お申込みにあたっては、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」を必ずお読みください。

・掛金は現在時点での契約内容(加入人員・加入総保険金額・加入者年齢構成)により算出した概算保険料です。申込締切後にあらためて正規保険料を算出し、掛金に変更があった場合は初回に遡って精算いたします。
・上記掛金には制度運営費が含まれています。掛金とは、保険料に制度運営費を加えたものです。

☆福祉団体定期保険のお支払いについて

●死亡保険金……加入者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金を所定の死亡保険金受取人にお支払いします。
●高度障害保険金…加入者が効力発生日(加入日)以後の傷害または疾病により保険期間中に〈別表〉「給付割合表」の第1級のいずれかの状態になられた場合、高度障害保険金を高度障害保険金受取人にお支払いします。
●災害保険金……加入者が保険期間中に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して**180日以内**に死亡または所定の感染症により死亡されたとき、災害保険金を主契約の死亡保険金受取人にお支払いします。
●障害給付金……加入者が保険期間中に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して**180日以内**に〈別表〉障害給付割合表のいずれかの身体障害に該当されたとき給付割合に応じた障害給付金を主契約の高度障害保険金受取人にお支払いします。
●入院給付金……加入者が保険期間中に発生した不慮の事故による傷害の治療を目的として、その事故の日から起算して**180日以内**に日本国内における診療所または病院およびこれと同等とみなされる日本国外の医療施設に5日以上入院されたときに限り入院給付金を主契約の高度障害保険金受取人にお支払いします。入院給付金のお支払いは同一の不慮の事故について通算120日を限度とします。

見舞金制度の保障内容(都工組独自の給付)

※病気・傷害見舞金は都工組が独自に行う給付です。

給付内容 ＼ 加入タイプ	20型	15型	13型	10口	9口	8口	7口	6口	5口	4口	3口	2口	1口
病気・傷害見舞金	40,000円	35,000円	33,000円	30,000円	29,000円	28,000円	27,000円	26,000円	25,000円	20,000円	15,000円	10,000円	5,000円

見舞金制度の給付について

この給付は都工組独自の制度です。病気による入院または自宅療養と、不慮の事故によるケガで障害給付金・入院給付金の給付事由に該当しない場合で正常な就業に著しく影響を受けた期間(療養期間)が30日以上となった場合に支給します。

支給要件：1. 掛金が完納されていること。
2. 加入日以降の受傷または発病であること。(ただし、初年度は4月1日以降の受傷または発病とします。)
3. 障害給付金・入院給付金の給付事由に該当していないこと。
4. 同一年度内でケガと病気での請求は期間が重複していないならば、それぞれ支給します。ただし、それぞれ年1回限りです。
5. 過年度分についての請求は、前年度分までの請求を受付けます。
6. 上記の要件以外で疑義が生じた場合は、その都度理事長が決済することとします。

請求方法：所定の見舞金請求書と医師の診断書(写し可)などを都工組本部へ提出してください。

グループ共済制度の取扱

効力発生日(加入日)

毎月15日までにお申込みされた場合は、翌月1日から効力が発生します。

☆加入要件

1.東京都電気工事工業組合(ただし、従業員数が300名未満の事業所に限る)の組合員とその従業員(家族が従業員である場合も含む)で、平成29年4月1日(効力発生日・加入日)現在、14歳6ヵ月を超えて65歳6ヵ月までの方。
(保険年齢毎加入(増口)口数)
●14歳6ヵ月を超えて50歳6ヵ月までの方…1口～20型まで加入できます。
●14歳6ヵ月を超えて60歳6ヵ月までの方…1口～10口まで加入できます。
●14歳6ヵ月を超えて65歳6ヵ月までの方…1口～5口まで加入できます。
※既加入者の増口も上記範囲で取り扱います。

〈平成9年度以前からのご加入者の方の特例〉
※平成9年度以前からご加入の方で、65歳6ヵ月までの方は、10口(1,000万円)まで増口できます。
※平成9年度以前からご加入の方で引き続き加入する場合、65歳6ヵ月を超えた方は、死亡・高度障害保険金額を2口(200万円)を限度として75歳6ヵ月に到達した直後の保険年度末まで継続できます。

2.新規加入または増口を申し込まれる方は、いずれも加入(増口)に同意され、申込日(告知日)現在、〈組合員・従業員(家族が従業員である場合も含む)〉の場合は、『正常に就業している方』に限ります。

〈組合員・従業員(家族が従業員である場合も含む)〉の場合「正常に就業している方」
申込日(告知日)現在、次の状態にある者を除いた方です。
・傷病により公休・休暇などで欠勤している方
・健康上の理由で勤務の特別取扱を受けている方(「勤務の特別取扱」とは、労働時間の短縮、時間外労働の制限、労働負荷の制限など)

3.お申込みにあたっては、下記の【告知事項】をご確認いただき、新規加入または増口を申し込まれる方ごとに、加入申込書兼告知書「告知欄」の該当項目に○をつける方法で告知してください。

【告知事項】
①申込日(告知日)から過去1年以内に、下表の病気やけがで、手術を受けたことまたは継続して14日以上入院したことがありますか。
②申込日(告知日)から過去1年以内に、下表の病気やけがで初診から終診までの期間が14日以上にわたる医師の治療・投薬を受けたことがありますか。

心臓病(心筋こうそく・心臓弁膜症・先天性心臓病・心筋症・狭心症)、高血圧症、脳卒中(脳出血・脳こうそく・くも膜下出血)、精神病、てんかん、ぜんそく、肺気腫、肺結核、胃かいよう、十二指腸かいよう、すい臓炎、肝臓病(肝炎・肝硬変)、腎臓病(腎炎・ネフローゼ・腎不全)、緑内障、がん、白血病、上皮内新生物、糖尿病、リウマチ、頭部外傷

※「告知」については、別添「重要事項説明書(注意喚起情報)」を必ずお読みのうえ、その意義や重要性をご確認ください。

4.ご加入(増口・期中の任意減口)時には、加入者の同意確認(申込書に捺印)が必要となります。
5.本加入資格に該当しない方が加入した場合、お支払いができない場合がありますのでご承知ください。
6.この保険から脱退されても、それに伴う払戻金等はありません。

保険期間

平成29年4月1日～平成30年3月31日までの1年間で、以後は毎年自動的に更新されます。保険期間中途の加入の場合は、その加入日～平成30年3月31日までとし、更新日以後は1年間となります。
※見舞金制度(都工組独自の給付)については本制度への加入が継続している間のお取扱いとなります。

掛金の払込

・掛金のお支払方法については、申込書受理後、組合よりご連絡いたします。
・初回掛金の払込が無かった場合、申込取消となり、効力が発生しないのでご注意ください。
・2回目以降の掛金の払込が無かった場合、最後に払い込まれた掛金の応当月末で自動脱退となり、以後の保障がなくなります。

配当金

1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には契約者配当金としてお支払いします。
配当金は、引受保険会社のお支払時期の前年度決算および引受保険金額によって決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。なお、配当金は、毎年の収支状況によってお支払いできない場合もあります。
※保険期間の途中で脱退(退職)された方には配当金は支払われません。

脱退手続

加入者が組合員でなくなったとき、退職または死亡、所定の高度障害状態になられた場合など加入資格を失われた場合には、ご加入は継続できません。(その際は、すみやかに組合事務局にて脱退手続をお取りください。)

保険金などの請求

・保険期間中に加入者に保険事故が発生した場合は組合備え付けの所定用紙によって請求手続を行ってください。なお、給付事由発生から3年を経過すると保険金・給付金の請求権は消滅します。
・事業所が死亡保険金、高度障害保険金受取人である場合は、親権者・後見人の了知をいただき、請求書に親権者・後見人の捺印が必要となります。

他契約との関係

この制度の全ての保険金・給付金は、他の傷害保険、各種社会保険の給付などと関係なく支払われます。

☆保険金などの受取人

・保険料負担者が事業主(法人・個人とも)の場合…死亡保険金・災害保険金・高度障害保険金・各給付金の受取人とします。ただし、死亡保険金、災害保険金、高度障害保険金、の請求に際してはご請求内容を親権者・後見人が了知することが必要となります。
・個人事業所の事業主および保険料負担者が加入者である場合の死亡保険金・災害保険金受取人…労基法施行規則第42条～45条の遺族補償の順位と同順位による遺族とします。(配偶者・子・父母・・・の順)
高度障害保険金・各給付金の受取人…加入者本人とします。
※上記にかかわらず特に受取人を指定する場合は別途死亡保険金受取人指定・変更通知書の提出が必要ですので、組合事務局にお問合せください。

掛金の税法上の取扱　平成28年11月現在

・法人の場合…法人が従業員のために負担した掛金は全額損金に算入でき、その掛金は従業員の所得税の対象にはなりません。
(法基通9・3・5、所基通36-31の2)
・個人事業所の場合…個人事業主が従業員のために負担した掛金は全額必要経費に算入でき、その掛金は従業員の所得税の対象にはなりません。
(直審3・8、所基通36・31の2)